

尾鷲市制施行70周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾鷲市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、尾鷲市民の尾鷲への愛着や誇りを高めるとともに、尾鷲のイメージを市の内外に発信するために使用する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 尾鷲市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を尾鷲市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が第2条に定める使用目的に鑑みて不適當であると尾鷲市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

(使用手続)

第5条 ロゴマークを使用する者は（以下「使用者」という。）、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、所定の書式により第7条に定める所管課に使用目的、使用形態、製作数、使用期間及び連絡先を3日前までに申し出ることによってロゴマークの使用ができる。
 - (1) 尾鷲市がその業務の目的において使用する場合
 - (2) 尾鷲市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
 - (3) その他申し出ることを必要としないと市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、使用するデザインについて尾鷲市70周年ロゴデザイン仕様書を遵守するものとする。

- 2 前条の規定に基づき使用承認を受けて使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出

が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

- (3) ロゴマークを商品に使用する場合は、「ロゴマーク使用商品等販売状況報告書」(様式第3号)を作成し、当該期間の翌月末日までに市長に提出すること。

(ロゴマークの使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、令和6年5月1日から令和7年3月31日までとする。

(使用の取消し)

第8条 市長は、使用者が第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、承認を取り消し、ロゴマークの使用の差止めその他の必要な支持等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 市は、次に掲げるものについて一切の責任を負わないものとする。

- (1) 前項の規定による請求等ロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失。

- (2) 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(所管)

第9条 当要綱に関する事務は、総務課が所管する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別図

<ロゴマーク>



住む人も訪れる人も共に幸せ東ねよう